第26回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催 日 時 令和7年8月29日(金)午前9時~午前11時12分 2. 開 いきいきセンターくりの郷 研修室1.2 催 場所 3. 出 席 委員 14名 会 15番 重村 耕一郎 長 会長代理 1番 栫 重明 福島 昌信 委 員 2番 9番 神掛 ちず子 4番 園山 秀国 10番 中尾 降 5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則 格男 6番 前田 12番 興邊 雄次 7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊 萩原 とよ子 8番 4. 欠 席 委 員 14番 山口 菙 5. 議事日程 会 (1) 開 (2) 議事日程について (3) 議事録署名委員の指名について (4) 会期の決定について (5) 事務局報告 (8件) ① 合意解約申出書 ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件) (6) 付議事件及び順序について 日程第1 農地法第3条に規定による許可申請について (議案10件) 日程第2 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更) (議案 1件) 申し出の意見決定について 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 3件) 日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について 7件) (議案 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 4件) 日程第6 湧水町総合計画審議会委員の推薦について (議案 1件) (7) その外農政一般事項 (8) 閉 会 6. 農業委員会事務局職員 事務局長 岩下 陽一 農地係長兼管理調整係長 吉村 明恵

事務補助員

酒井

式子

有迫 公三郎

主

杳

議 長 それではただ今から,第26回湧水町農業委員会定例総会を開催します。 本日の会議を開きます。

議 長 本日は、山口委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本 日の議事録署名委員は、2番福島委員と4番園山委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日 限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が8件提出されています。事務局の説明を求めます。

1ページになります。①合意解約申出書8件です。番号1。貸人、姶良市 ○○○○。借人, 湧水町米永 ○○○○ 土地の所在 米永字上床並○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせ ん等の希望は無です。契約の期間は令和7年2月25日から令和17年2 月28日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土 地の引渡しの時期,令和7年7月24日。番号2。貸人,湧水町中津川 ○ ○○○。借人,湧水町中津川 ○○○○。土地の所在 中津川字後田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせ ん等の希望は無です。契約の期間、令和2年11月25日から令和7年1 1月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。 土地の引渡しの時期,令和7年7月29日。番号3。貸人,霧島市溝辺町 ○○○○ 外1名。借人,湧水町川西 ○○○○。土地の所在 川西字六 ツ江〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡で す。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年4月1日から令和 8年3月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借 権。土地の引渡しの時期、令和7年8月7日。番号4。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人,湧水町米永 ○○○○。土地の所在 木場字下佐牟田○ ○ 地目は畑 面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、 令和5年6月1日から令和15年5月31日。解約の理由、土地を売買す るため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月 8日。番号5。貸人,湧水町中津川 ○○○○。借人,湧水町鶴丸 ○○ ○○。土地の所在 中津川字柳沼○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆

計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和5年1月24日から令和9年12月31日。解約の理由、農地転用の ため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年12月31 日。番号6。貸人,伊佐市菱刈 〇〇〇〇。借人,湧水町田尾原 〇〇〇 ○。土地の所在 田尾原字皆田ヶ山○○ 地目は田 面積は○○㎡。あっ せん等の希望は無です。契約の期間、令和4年2月25日から令和9年2 月28日。解約の理由,土地を売買するため。利用権の種類,使用貸借権。 土地の引渡しの時期、令和7年8月8日。番号7。貸人、湧水町田尾原 ○ ○○○。借人、湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在 田尾原字皆田ヶ山 $\bigcirc\bigcirc$ 地目は田 面積は $\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc 。あっせん等の希望は無です。契約の期間, 令和5年4月1日から令和10年3月31日。解約の理由、土地を売買す るため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月8日。 番号8。貸人,湧水町川西 ○○○○。借人,湧水町川西 ○○○○。土 地の所在 川西字花立○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年 1月1日から令和15年12月31日。解約の理由、土地を売買するため。 利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年8月8日。以上で

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声)

事務局

議長ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されていま す。事務局の説明を求めます。

3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。番号1。権利取得者,湧水町稲葉崎 〇〇〇。権利取得日,令和7年7月8日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,稲葉崎字極田〇 地目は田 面積は〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇一㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者,湧水町川西 〇〇〇。権利取得日,令和7年4月17日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,川西字高野路〇 地目は畑 面積は〇一㎡ 外8筆 計9筆 合計面積〇一㎡です。あっせん等の希望は無です。番号3。権利取得者,鹿児島市坂之上 〇〇〇○。権利取得日,令和7年5月13日。取得事由,相続。権利の種類,所有権。土地の所在,恒次字正徳〇〇地目は田 面積は〇一㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇一㎡です。あっせん等の希望は無です。番号4。権利取得者,湧水町木場 〇〇〇〇。権利

取得日、令和7年4月8日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外12筆 計13 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号5。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和7年6月11日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字寺田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号6。権利取得者、霧島市溝辺町 〇〇〇〇 外1名。権利取得日、令和5年3月9日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字川路迫〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外8筆 計9筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

- 議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声)
- 議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による 届出書を終わります。
- 議 長 以上で事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 農地法第3条の 規定による許可申請について を議題とします。議案第285号から議案第 294号までの10議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 5ページです。日程第1 農地法第3条の規定による許可申請について。 議案第285号。権利,所有権移転。土地の所在,中津川字後田〇〇 地目 は田 農振外 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。渡 人,湧水町中津川 〇〇〇〇。受人,湧水町中津川 〇〇〇〇。受人の経 営面積は○○㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部 で〇〇万円です。次に議案第286号。権利,所有権移転。土地の所在,川 西字小原○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計 面積○○㎡です。渡人、福岡市南区 ○○○○。受人、湧水町川西 ○○ ○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数1。申請事由は兄からの受 贈。贈与です。次に議案第287号。権利,所有権移転。土地の所在,川西 字六ツ江〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計 面積○○㎡です。渡人、霧島市溝辺町 ○○○○ 外1名。受人、湧水町 川西 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数2。申請事由は 規模拡大。売買価格は10アール当たり○○万円です。次に議案第288号。 権利, 所有権移転。土地の所在, 川西字榎川原〇〇 地目は田 農振内 面 積は○○㎡です。渡人、湧水町川西 ○○○○。受人、湧水町川西 ○○ ○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。

売買価格は10アール当たり○○万円です。次に議案第289号。権利、所 有権移転。土地の所在、川西字花立〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇 m 外3筆 計4筆 合計面積〇〇mです。渡人,湧水町川西 〇〇〇〇。 受人, 湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。 労力総数1。 申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり○○万円です。次に議 案第290号。権利,所有権移転。土地の所在,米永字上床並〇〇 地目は 田 農振内 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。渡人, 姶良市下名 ○○○○。受人,湧水町米永 ○○○○。受人の経営面積は ○○㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で○○万 円です。次に議案第291号。権利,所有権移転。土地の所在,幸田字葉山 本○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡ です。渡人,湧水町幸田 ○ ○○○。受人、湧水町幸田 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労 力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第292 号。権利,所有権移転。土地の所在,木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農 振内 面積は〇〇㎡です。渡人,湧水町木場 〇〇〇〇。受人,湧水町木 場 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数4。申請事由は規 模拡大。売買価格は10アール当たり○○万円です。次に議案第293号。 権利,所有権移転。土地の所在,幸田字スゲ渡〇〇 地目は田 農振内 面 積は○○㎡です。渡人、湧水町幸田 ○○○○。受人、湧水町幸田 ○○ ○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。 売買価格は○○万円です。次に議案第294号。権利,所有権移転。土地の 所在, 北方字立野原○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人, 伊佐市菱刈 〇〇〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇〇〇。労力総数3。新規 就農です。売買価格は○○万円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長順を追って審議します。まず、議案第285号を審議します。議案第285号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。それでは、議案第 285 号につきましては、現 地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第285号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあ

りません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 285 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 285 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。 (○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長次に、議案第286号について審議します。議案第286号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第286号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、4ページから6ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 286 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第286号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に、議案第287号について審議します。議案第287号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9番神掛が報告します。農地法第3条に係る議案第287号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、7ページから8ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査

意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 287 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 287 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第 288 号について審議します。議案第 288 号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9番神掛が報告します。農地法第3条に係る議案第288号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、9ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 288 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 288 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長次に、議案第289号について審議します。議案第289号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9番神掛が報告します。農地法第3条に係る議案第289号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、11ページから14ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 289 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 289 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第290号について審議します。議案第290号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番栫が報告します。農地法第3条に係る議案第290号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページから17ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 290 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 290 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第291号について審議します。議案第291号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 13番 13番上水流が報告します。農地法第3条に係る議案第291号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページ、18ページから19ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 7 番 7番清水です。売買価格が○○万円となっていますが、どういうことです か。
- 事務局で申請書を受け付けたときに申請書に記載されておりましたので、記載のとおり記載したところです。
- 議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 291 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。議案第291号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議長 次に、議案第292号について審議します。議案第292号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 12番 12番興邊が報告します。農地法第3条に係る議案第292号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページ、20ページから21ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。許可相当と見ました。売買価格が10アール当たり○○万円とあったのですが、周囲の畑も同様な価格で売買されており、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 292 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 292 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長次に、議案第293号について審議します。議案第293号につきましても、 現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 番 1番栫が報告します。農地法第3条に係る議案第293号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページ、22ページから23ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等なければ、議案第293号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 293 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。

議 長 次に、議案第294号について審議します。議案第294号につきましては、 令和7年5月30日開催の 第23回定例総会の議案第252号 農業振 興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において、現地調査 の報告がなされていますので、今回は、事務局から報告いたします。

事務局で報告します。農地法第3条に係る議案第294号の現地調査の報告をいたします。こちらは、第23回定例総会の 議案第252号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において 現地調査を実施しております。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の15ページ、24ページから25ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 294 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 294 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第3条の規定による許可申請について を終わります。

議長次に、日程第2農業振興地域整備計画の一部変更用途区分変更申し 出の意見決定についてに移ります。町長から意見を求められています。 議案第295号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページです。日程第2 農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変 更 申し出の意見決定について。議案第295号。土地の所在,田尾原字皆 田ケ山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡ です。転用行為者は湧水町恒次の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇で す。用途は農業用施設への変更です。変更理由は隣接する自社牧場が手狭となっていることから,飼養環境の改善と飼養管理の効率化並びに飼養頭 数の増加による経営の強化を図るため,農業用施設 牛舎用地として当該 土地の農用地利用計画の変更を申し出るものです。添付書類として事業計 画書,土地の利用図がありました。以上です。

- 議 長 それでは、議案第295号を審議します。議案第295号につきましては、令和7年5月30日開催の 第23回定例総会の議案第244号 農地法第3条申請と同時に 現地調査の確認がなされていますので、事務局から報告いたします。
- 事務局 事務局で報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 用途変更区分に係る議案第295号の現地調査の報告をいたします。こちらは、令和7年5月20日(火)に現地調査を行っております。申し出の内容は、農業用施設への転用による農用地区域の用途区分変更の申し出です。調査は、農振法に基づき 除外に係る6要件を満たしていることを確認しました。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の26ページから31ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は田、南は山林、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の用途区分変更はやむを得ないと思われます。以上報告します。
- 議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 295 号は調査委員の報告は農業振興地域 整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないということです。農業 振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないと認め、町長 に回答することにご異議ございませんか。
 - (異議なしの声あり)長 異議なしと認めます。議案第 295 号につきまして
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 295 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 用途区分変更 申し出の意見 決定について を終わります。
- 議 長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題と します。議案第296号から議案第298号までの3議案を一括上程します。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 10ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。 議案第296号。土地の所在、中津川字柳沼〇〇。地目は畑、農振内で面積 は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。農地区分は除外後第2 種になります。申請人、湧水町中津川 〇〇〇〇。形態・用途は貸家住宅

への転用です。施設面積は住宅2棟で○○㎡となります。申請事由は生計 を補助するために貸家2棟を建築するものです。添付資料は位置図、住宅 地図,配置図,被害防除計画書及び誓約書がありました。次に,議案第297 号。土地の所在、中津川字柳沼○○。地目は畑、農振内で面積は○○㎡で す。農地区分は除外後第2種になります。申請人、湧水町中津川 ○○○ ○。形態・用途は通路・駐車場への転用です。施設面積は土地の造成○○ ㎡となります。申請事由は隣接する水路にコンクリート橋が設けてあり、 対岸の山林及び畑の管理者の通路・駐車場として利用するものです。添付 資料は位置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書がありました。次 に、議案第298号。土地の所在、北方字新中馬場○○。地目は畑、農振外 で面積は○○㎡です。農地区分は第2種になります。申請人、湧水町北方 ○○○○。形態・用途は倉庫・作業場・家庭菜園への転用です。施設面積 は倉庫○○㎡、家庭菜園・作業場が○○㎡となります。申請事由は既に農 機具用倉庫を設置しており、畑については宅地の敷地内にあるので家庭菜 園や作業場として利用するものです。添付資料は位置図、住宅地図、配置 図,被害防除計画書及び誓約書,始末書がありました。以上です。

議 長 農地法第4条の許可区分は,湧水町農業委員会です。

議 長 それでは、順を追って審議します。まず議案第296号を審議します。

議 長 議案第296号につきましては、令和7年4月25日開催の 第22回定例 総会の議案第228号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出 の意見決定において、現地調査の報告がなされていますので、今回は、事 務局から報告いたします。

事務局 事務局で報告します。農地法第4条に係る議案第296号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページから35ページをご参照ください。こちらは、第22回定例総会の 議案第228号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外申し出の意見決定において、現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は雑種地、東は雑種地、南は畑、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり) 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 296 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。まだ、除外決定がされていないため、今回は保留としますが、除外後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 296 号につきましては、今回は保留とし、除 外後にその許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に議案第297号を審議します。議案第297号につきましても、令和7年 4月25日開催の 第22回定例総会の議案第227号 農業振興地域整 備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において、現地調査の報告が なされていますので、事務局から報告いたします。

事務局 事務局で報告します。農地法第4条に係る議案第297号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページ、36ページから38ページをご参照ください。こちらは、第22回定例総会の 議案第227号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において、現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は畑、東は水路、南は道路、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 297 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。こちらも、まだ除外決定がされていないため、今回は保留とし、除外後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 297 号につきましても、今回は保留とし、除 外後にその許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に議案第 298 号を審議します。議案第 298 号につきましても、現地調査 が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1番栫が報告します。農地法第4条に係る議案第298号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の39ページから43ページをご参照ください。周囲の状況は、北は

宅地,東は宅地,南は畑,西は宅地です。一般基準の他法令関係については,該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については,特にありません。添付書類は,位置図,配置図,被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は,農地転用に関する許可基準に照らし,「転用の確実性」,「計画面積の妥当性」,また,転用することによって生じる付近農地への支障等は,特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 298 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 298 号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について を議題と します。議案第299号から議案第305号までの7議案を一括上程します。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 11ページです。日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について。 議案第 299 号。権利,所有権移転。土地の所在,中津川字柳沼○○ 地目 は畑 農振内 面積は○○m²です。農地区分は除外後第2種になります。 渡人,湧水町中津川 〇〇〇〇。受人,湧水町川添 〇〇〇〇。形態は所 有権移転、用途施設は一般住宅 施設面積は一般住宅○○㎡です。申請事 由は、現在借家住まいであり、申請地は住居が少なく、静かな環境で日当 たりもよく、懸念している災害リスクも少ないことから、安心して自己の 住宅を建設することができると考えたためです。添付書類として位置図・ 配置図・住宅図・被害防除計画書及び誓約書がありました。次,議案第300 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 木場字屋根添○○ 地目は畑 農振 外 面積は○○㎡です。農地区分は第3種です。渡人,湧水町木場 ○○ ○○。受人, 湧水町木場 ○○○○。形態は所有権移転, 用途施設は○○ 住宅 施設面積は住宅2棟で○○㎡です。申請事由は、○○より企業版ふ るさと納税を活用した定住促進用住宅の寄付の申し出があり、当該土地が 十分な土地面積、交通のアクセスが良い等の条件により、申請地が最適で あることから、今回〇〇住宅を建設するものです。添付書類として位置図・ 配置図・住宅図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書がありました。

次に、議案第301号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字立野原〇〇 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。農地区分は除外後第1種になりま す。渡人、伊佐市菱刈 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。形態は 所有権移転,用途施設は一般住宅 施設面積は住宅○○㎡です。申請事由 は、現在、団地に住居しているが手狭なため今回団地から近い申請地に自 己の住宅を建築したいためです。添付書類として位置図・住宅地図・配置 図・被害防除計画書及び誓約書がありました。次に議案第302号。権利, 所有権移転。土地の所在、米永字下西玉〇〇 地目は田 農振外 面積は ○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は○○㎡です。農地区分は2種です。 渡人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 株式会社 〇〇 代表 取締役 ○○○○。形態は所有権移転。用途施設は駐車場・資材置場。施 設面積は土地造成○○㎡です。申請事由は申請地は会社敷地の県道を挟ん だ前にあり、会社敷地が手狭になったため、当該土地を取得して、建設機 械の重機や建設資材の置き場として、多目的に利用するものです。添付書 類として位置図・住宅地図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓 約書がありました。次に議案第303号。権利,所有権移転。土地の所在, 幸田字葉山本○○ 地目は田 農振外 面積は○○㎡です。農地区分は第 1種です。渡人, 湧水町幸田 ○○○○。受人, 湧水町幸田 有限会社 ○ ○ 代表取締役 ○○○○。形態は所有権移転。用途施設は育苗場・資材 置場。施設面積は土地造成○○㎡です。申請事由は、現在、隣の敷地で苗 木生産を行っているが、苗木生産の敷地が不足してきたため、今回の申請 地を利用したいためです。添付書類として位置図・住宅地図・配置図・事 業計画書・被害防除計画書及び誓約書・始末書がありました。次に議案第 304 号。権利,所有権移転。土地の所在,田尾原字皆田ヶ山〇〇 地目は 田 農振内 面積は〇〇㎡です。農地区分は農振農用地で用途区分変更手 続き中です。渡人、伊佐市菱刈 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 有限会社 ○○ 代表取締役 ○○○○。形態は所有権移転。用途施設は牛舎。施設 面積は牛舎○○㎡です。申請事由は、譲受人が隣接地で経営する牧場が手 狭なため、飼養環境の改善と飼養管理の効率化並びに、増頭による経営の 強化を図るため,農業施設用地として当該土地を購入しようとするもので す。添付書類として位置図・配置図・住宅図・事業計画書・被害防除計画 書及び誓約書がありました。次に議案第305号。権利、所有権移転。土地 の所在,田尾原字皆田ヶ山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。 農地区分は農振農用地で用途区分変更手続き中です。渡人、湧水町田尾原 ○○○○。受人,湧水町恒次 有限会社○○ 代表取締役 ○○○○。形 態は所有権移転。用途施設は牛舎。施設面積は牛舎○○㎡です。申請事由

及び添付書類につきましては、議案第304号と同様のためお目通しください。以上です。

議 長 農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 それでは順を追って審査します。

議長はじめに議案第299号を審議します。議案第299号につきましては、令和6年9月27日開催の第15回定例総会の議案第148号 農業振興地域整備計画の一部変更除外申し出の意見決定において、現地調査の報告がなされていますので、今回は、事務局から報告いたします。

事務局で報告します。農地法第5条に係る議案第299号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の44ページから47ページをご参照ください。こちらは、第15回定例総会の 議案第148号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外申し出の意見決定において、現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は畑、東は水路、南は畑、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

10番 10番中尾です。議案第296号及び297号と関連性はありませんか。

事務局 当初、農振除外のところを、今議案第299号の○○○○さんから○○○○ さんへということで現地調査を行ったのですが、除外をするためには、北と南がまだ畑として残っているため、今回、ここに家を建てるために除外申請をしましたが、北側は貸家住宅、南側を駐車場に転用することによって、こちらも併せて除外申請を出すということで、今回、議案第296号と議案第297号は、○○さん本人が転用、議案第299号は○○さんが家を建てるため、関連性はあります。

10番 10番中尾です。農振除外が保留になった原因は何ですか。

事務局 現在,公告期間で,産業振興課の方へ県からの許可がまだ出てないことから,このような状況になっています。許可が出るのが9月の中旬くらいとのことですので、農振除外を外すのに半年くらいかかる予定です。除外と転用4条・5条は先に出せるのですが、産業振興課の方の県の許可が下りないことには転用の許可も出せないということになります。除外の決定は出なくても、申請だけは先に出せるため、農業委員会の総会にかけて除外待ちという形になります。一番いいのは、除外が決定してから申請を出せ

ば流れがスムーズにいくと思います。

議 長 他に,ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 299 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。まだ、除外決定がされていないため、今回は保留とし、除外後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 299 号につきましては、今回は保留とし、除 外後にその許可を会長に一任することに決定しました。

議長次に、議案第300号を審議します。議案第300号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番 13番上水流が報告します。農地法第5条に係る議案第300号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページから51ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は宅地、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、

「計画面積の妥当性」,また,転用することによって生じる付近農地への支 障等は,特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

4 番 4番園山です。宅地込みのところの説明をお願いします。

事務局 参考資料の50ページをご覧ください。○○の北側にある○○も○○さんの土地となっており、ここを込みで○○万円となっております。ちなみに企業版ふるさと納税で建てるとのことで、完全に○○○が寄付ということで建ててくださるとのことです。別のところが建てるので今回5条申請となりました。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第300号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第300号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。

議 長 次に、議案第301号を審議します。議案第301号につきましては、令和7年5月30日開催の 第23回定例総会の議案第252号 農業振興地域

整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において,現地調査の報告がなされていますので、今回は、事務局から報告いたします。

事務局 事務局で報告します。農地法第5条に係る議案第301号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページ、52ページから54ページをご参照ください。こちらは、第23回定例総会の 議案第252号 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定において、現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は宅地、東は田、南は田、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第301号は、調査委員の報告は許可相当ということです。第1種農地 であることから 県農業会議 定例常設審議 委員会の諮問を経て、除外後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第301号につきましては、県農業会議定例常設 審議委員会の諮問を経て、除外後にその許可を会長に一任することに決定 しました。
- 議長次に、議案第302号を審議します。議案第302号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 13番 13番上水流が報告します。農地法第5条に係る議案第302号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページ、55ページから57ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は山林、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第302号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第302号につきましては、許可相当と認め許可 することに決定しました。
- 議長 次に、議案第303号を審議します。議案第303号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 13番 13番上水流が報告します。農地法第5条に係る議案第303号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページ、58ページから61ページをご参照ください。周囲の状況は、北は雑種地、東は宅地、南は宅地、西は田です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第303号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、第1種農地であることから、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第303号につきましては、県農業会議定例常設 審議委員会の諮問を経て、許可することに決定しました。
- 議 長 次に,議案第304号を審議します。議案第304号につきましては,先の議 案第295号において,現地調査の報告がなされておりますので,事務局か ら報告いたします。
- 事務局で報告します。農地法第5条に係る議案第304号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページ、62ページから64ページをご参照ください。こちらは、令和7年5月20日(火)に、農用地区域内のため用途区分変更への申し出による現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は山林、東は田、南は山林、西は田です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び

誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第304号は、調査委員の報告は許可相当ということです。農振農用地 であることから 県農業会議 定例常設審議 委員会の諮問を経て、用途区分変更決定後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第304号につきましては、県農業会議定例常設 審議委員会の諮問を経て、用途区分変更後に その許可を会長に一任する ことに決定しました。
- 議 長 次に,議案第305号を審議します。議案第305号につきましては,先の議 案第295号において,現地調査の報告がなされておりますので,事務局か ら報告いたします。
- 事務局 事務局で報告します。農地法第5条に係る議案第305号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページ、65ページから67ページをご参照ください。こちらは、令和7年5月20日(火)に、農用地区域内のため用途区分変更への申し出による現地調査を実施しております。周囲の状況は、北は山林、東は田、南は山林、西は田です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第305号は、調査委員の報告は許可相当ということです。農振農用地 であることから 県農業会議 定例常設審議 委員会の諮問を経て、用途区分変更決定後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第305号につきましては、県農業会議定例常設

審議委員会の諮問を経て、用途区分変更後に その許可を会長に一任する ことに決定しました。

議 長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。 議案第306号から議案第309号までの4議案を一括上程します。事務局の 説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第306 号。願出人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、木場字當干田〇〇 地 目は畑 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といた しまして申請地は60年以上前に植林したため山林化した。非農地判定基 準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第 9号です。次に議案第307号。願出人,湧水町川西 ○○○○。土地の所 在、川西字御手洗○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。 非農地とする理由といたしまして、申請地は、40~50年前から耕作放 棄され原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付 基準第2条の第2号、第3号、第4号、第6号です。次に議案第308号。 願出人,福岡市南区 〇〇〇〇。土地の所在,川西字今園〇〇 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非 農地とする理由といたしまして、申請地は、10年前から耕作放棄され山 林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2 条の第2号、第3号、第9号です。次に議案第309号。願出人、湧水町川 西 〇〇〇〇。土地の所在,川西字前田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 2筆 計3筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由と いたしまして、申請地は、平成5年頃より耕作放棄され山林化した。非農 地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第 3号、第6号です。以上です。

議長順を追って審議します。まず、議案第306号を審議します。議案第306号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、 〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。 (〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。議案第306号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

12番 12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第306号の現地調査 の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報 告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案 書と議案参考資料の68ページから71ページをご参照ください。調査意見は、申請地は60年以上前に植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第306号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第306号につきましては、非農地と認め非農地 証明を発行することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(○○委員着席)

議長休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に,議案第307号を審議します。議案第307号につきましても現地調査 が行われていますので,調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第307号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の72ページから75ページをご参照ください。調査意見は、申請地は40~50年前から耕作放棄され原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第4号、第6号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第307号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第307号につきましては、非農地と認め非農地 証明を発行することに決定しました。

- 議長次に、議案第308号を審議します。議案第308号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 9 番 9番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第308号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の72ページ、76ページから78ページをご参照ください。調査意見は、申請地は10年前から耕作放棄され山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第9号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第308号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第308号につきましては、非農地と認め非農地 証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に,議案第309号を審議します。議案第309号につきましても現地調査 が行われていますので,調査委員の報告をお願いいたします。
- 12番 12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第309号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の72ページ、79ページから81ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成5年頃から耕作放棄され山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第309号については調査委員の報告は非 農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異 議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第309号につきましては、非農地と認め非農地 証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、日程第6 湧水町総合計画審議会委員の推薦について を議題とします。町長より、湧水町総合計画審議会委員の推薦を依頼されています。 議案第310号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 16ページです。日程第6 湧水町総合計画審議会委員の推薦について。 議案第310号。令和7年8月4日付けで、湧水町長より第3次湧水町総合 計画審議会委員の推薦依頼がありました。湧水町総合計画審議会条例の第 2条で審議会は、委員25人以内をもって組織するとあり、第2項で、委員 は次に掲げる者のうちから町長が任命する。その中で(3)町農業委員会 委員と定められています。この計画につきましては、10年ごとに見直し が行われるもので、今回、第3次計画を策定するにあたり、委員の選任を 行おうとするものです。前回の策定時は、会長が委員となっておりました。 事務局案としましては、今回も会長を推薦したいと考えています。以上で す。よろしくご審議ください。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問ご意見等ございませんか。

10番 10番中尾です。10年の任期は長いのではないですか。

事務局 委員の任期は2年となります。総合計画の見直しが10年ごとに行われる ものです。

議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 お諮りします。事務局案では会長を推薦したいとのことですが、ご異議ご ざいませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 310 号につきましては、会長を推薦すること に決定しました。

議 長 以上で、湧水町総合計画審議会委員の推薦についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございません か。

(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 26回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前11時12分

議	長				
2	番				
4	番				